平成25年度

事後評価結果

平成25年5月

広島県研究開発評価委員会

目 次

1	評価対象及び評価基準	
(-	1)評価の対象	1
(2	2)評価基準	1
2	評価結果	
(-	1)評価結果一覧	2
(2	2)評価委員会意見	3
[参考資料】	
1	広島県研究開発評価委員会設置要綱	4
2	経緯	5

1 評価対象及び評価基準

県立総合技術研究所の研究課題について、「広島県研究課題評価マニュアル」に基づき事後評価を実施し、その結果を取りまとめた。

事後評価は、事業終了後の適切な時期に研究目標の成否、技術移転又は技術普及の状況、波及効果等について評価する。

事後評価における結果は、終了した研究課題が、県の事業として実施したことの妥当性を判断するための資料であるとともに、次年度以降の県の研究開発事業の方向性を決定する際に重要な役割を果たすものである。また、関係部局、各センターに事後評価結果をフィードバックすることにより、今後の研究計画の策定及び実施における高付加価値化や効率化に寄与するものとする。

(1)評価の対象

24年度に終了した研究課題 8課題

(2) 評価基準

- (ア) 個別評価基準 (総合技術研究所による評価)
 - ① 研究成果の目標達成度

当該研究の主な成果について、研究終了時点で、実際にどの程度の有効性あるいは 優位性を持ち、企業、農家、行政事業等に移転できるレベルについて評価する。

- A:成果は目標を上回り、移転できるレベルにある。
- B:成果はほぼ目標を達成しており、移転できるレベルにある。
- C:一部の成果は移転できるレベルにある。
- D:成果は移転できるレベルではない。

② 成果移転の目標達成度

研究成果の移転における目標達成度を、研究計画書作成段階での目標、移転方法と企業、農家、行政事業等への移転状況及びその理由から評価する。

A:目標を上回っている。 達成度120%以上

B: ほぼ目標どおり達成している。 達成度70%以上~120%未満 C: 移転は行っているが、目標を下回っている。 達成度20%以上~70%未満

D: 移転は進んでいない。 達成度20%未満

(イ) 総合判定基準

個別評価結果の適切性を含め、評価委員会として、総合評価を行う。

- S:研究成果、成果移転いずれも、目標を上回っている。
- A:研究成果,成果移転いずれも、ほぼ目標どおりである。
- B:研究成果は、目標を達成しているが、成果移転は、目標を達成していないため、早 急な移転を望む。
- C:研究成果の一部, 目標を達成している。
- D:研究成果は目標を達成していない。

2 評価結果

(1)評価結果一覧

評価結果一覧 (課題番号順)

			個別評価		総合評価結果
番号	研究課題名		研究成果の 目標達成度	成果移転の 目標達成度	
25-事後 -001	多成分同時分析のための超高速抽出カートリッジの開発	保健	А	С	С
25-事後 -002	樹脂ガラスの超硬化・UVカットコーティング技術の開発	西部	С	В	O
25-事後 -003	ハイサイクルなダイカスト成形を可能にする金型冷却技 術の開発	西部	В	Α	А
25-事後 -004	ものづくり基盤技術高度化プロジェクト (広島発の金型高精度加工システム開発プロジェクト)	西部	Α	Α	S
25-事後 -005	水耕ネギの根腐病防除技術の開発	農業	В	С	О
25-事後 -006	濃厚飼料価格高騰に対する自給粗飼料多収・多給技術の 開発	畜産	Α	Α	S
25-事後 -007	むき身かきの鮮度保持技術の開発	水産	Α	Α	S
25-事後 -008	木材の不燃化等高機能化技術の開発	林業	С	В	С

評価結果一覧 (総合評価区分別)

			個別	総合		
番号	研究課題名		研究成果の 目標達成度	成果移転の 目標達成度	評価 結果	
25-事後 -004	ものづくり基盤技術高度化プロジェクト (広島発の金型高精度加エシステム開発プロジェクト)	西部	А	А	S	
25-事後 -006	濃厚飼料価格高騰に対する自給粗飼料多収・多給技術の 開発	畜産	А	Α	S	
25-事後 -007	むき身かきの鮮度保持技術の開発	水産	Α	А	S	
25-事後 -003	ハイサイクルなダイカスト成形を可能にする金型冷却技 術の開発	西部	В	А	А	
25-事後 -001	多成分同時分析のための超高速抽出カートリッジの開発	保健	Α	С	С	
25-事後 -002	樹脂ガラスの超硬化・UVカットコーティング技術の開発	西部	О	В	С	
25-事後 -005	水耕ネギの根腐病防除技術の開発	農業	В	С	С	
25-事後 -008	木材の不燃化等高機能化技術の開発	林業	О	В	С	

《センター名》

 保健:保健環境センター
 西部:西部工業技術センター
 農業:農業技術センター

 畜産:畜産技術センター
 水産:水産海洋技術センター
 林業:林業技術センター

(2) 評価委員会意見

1)総合評価方法について

総合評価に当たっては、2項目の個別評価結果を基に、企業等からの意見書を踏まえて総合的に判定した。

2) 結果概要について

5つの評価区分(SABCD)のうち標準であるB評価以上の課題は4課題であった。 そのうちS評価は3課題、A評価は1課題であった。

<総合判定基準 再掲>

S:研究成果,成果移転いずれも,目標を上回っている。 A:研究成果,成果移転いずれも,ほぼ目標どおりである。

B:研究成果は、目標を達成しているが、成果移転は、目標を達成していないため、早急な移転を望む。

| C:研究成果の一部,目標を達成している。

| D:研究成果は目標を達成していない。

3) 今後の対応

少なくともB以上の判定となるよう、研究開発マネジメント強化などに、研究所の総力で 取り組んでいただきたい。

参考資料

広島県研究開発評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 県立総合技術研究所が実施する研究課題に関する評価等を行うため、広島県研究開発評価 委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1)県立総合技術研究所が実施する研究課題等に関する評価
 - (2) その他研究開発の推進に関して、必要と認められる事項

(組織等)

- 第3条 委員会は、委員10名以内をもって構成し、知事が委嘱する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから知事が指名する。
- 3 委員長は、委員会の所掌事務を総括する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(ワーキンググループ)

- 第4条 ワーキンググループは、ワーキングスタッフをもって構成し、知事が委嘱する。
- 2 ワーキンググループは、特定の研究分野・研究課題について評価を行うものとし、その運営に ついては、委員長が別に定める。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、県立総合技術研究所企画部において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成18年7月3日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

平成25年度 広島県研究開発評価委員会委員名簿

区	分	氏	名	所 属
委員	長	保坂	幸男	(元)株式会社サタケ 相談役
副委員長		農沢	隆秀	マツダ株式会社 技術研究所所長
		崎前	明宏	株式会社三菱化学テクノリサーチ 情報センター部門広島オフィス部長
		波木	明成	株式会社フレスター経営品質部部長
委	員	西嶋	涉	国立大学法人広島大学環境安全センター教授
		前田	香織	公立大学法人広島市立大学大学院情報科学研究科 教授
		門田	敬之	日刊工業新聞社 記者

経 緯

4月	追跡評価を実施 各センターにおいて報告書, 個別評価を記入
4月~5月	事務局でヒアリングを実施し、記載内容や個別評価結果を調整
5月30日	広島県研究開発評価委員会 追跡評価結果を討議